

第 6 セクターによる三股町交流拠点施設整備事業
事業者募集等に関する質問、意見及び回答一覧

質問及び回答一覧

番号	資料名	頁	項目	質問内容
1	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	2	※「プロジェクトマネジメント」業務について	①「設計プロマネ」について、本事業とは別に、町が合同会社に業務委託することとなっていますが、その意図をご教示ください。
（回答） 「設計プロマネ」は、本事業における合同会社の設立経緯及び町と合同会社とのパートナーシップ協定を根拠として、随意契約により発注するものです。予算においても「設計プロマネ」を発注するための委託料を措置しており、公募により事業者を選定する本事業とは区別しています。				
2	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	3	6. 事業概要 ①本施設の構成	表内に第 2 段階の整備期間と時期の想定が記載されており、一方で、同資料 P7「8. 募集事業のスケジュール」には「第 2 段階にかかるスケジュールは未定とする。」とあります。 どちらが正しいのか、ご教示ください。
（回答） 『事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）』に示す第 2 段階のスケジュールは、あくまで現段階の想定であり、実施時期等の詳細は未定となります。				
3	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	3	6. 事業概要 ①本施設の構成	面積について町民交流施設、屋外施設に各㎡ (500 ㎡以上等) 条件がありますが金額、また仕様により㎡数についての変更は可能ですか。
（回答） 面積要件は満たしてください。				
4	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	3	6. 事業概要 ②募集事業の業務範囲	募集事業の業務範囲に「維持管理及び運営プロマネ」が含まれております。特に維持管理業務は合同会社が実施することとなっていますが、合同会社が担う業務範囲まで提案が必要ということでしょうか。『別添 2_事業者選定基準』では維持管理に関する記載はなく、運営プロマネは合同会社に対する”支援”の提案となっています。
（回答） 合同会社は、募集事業の運営を担う事業者と指定管理共同企業体を設立することを要件としており、募集事業に係る指定管理業務に合同会社が実施する維持管理及び運営プロマネは含まれるため、『事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）』に全体の業務範囲として記載しています。 ただし、合同会社が運営プロマネ等を効果的に進めるうえで、事業者に対しても支援等の提案を任意で求めています。				

5	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	3	6. 事業概要 ②募集事業の業務範囲	商業交流施設について「事業者が商業交流施設を実施しない場合でも、商業交流施設の事業用地を確保するゾーニングの検討までは行うこととする。」とあります。事業者が商業交流施設を実施しない場合、どの程度の面積確保が必要かご教示ください。 『要求水準書』P28に記載の事業化について検討する際の重要な条件となることが想定されるため、特に下限値についてご教示ください。
（回答） 事業者にて商業交流施設を実施しない場合のゾーニング設定における敷地面積の下限値について、2,000 m²（建物および付帯駐車場等の外構を含む）として提案してください。ただし、本基準はあくまで提案審査のための基準であり、事業段階で町、合同会社、事業者の三者で検討し、適正規模を定めることとします。				
6	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	4	6. 事業概要 ②募集事業の業務範囲 ○運営に関する業務	町の依頼に基づき企画・実施される目的事業についても、第2段階を含む本施設全体の基本設計を効率的かつ効果的に進める上で重要な情報であると考えております。現在他の施設で提供されている公共サービスの機能移転の有無や、本施設で想定されている公共サービスの内容について、何かお考えがあればご教示ください。
（回答） 現時点では、生涯学習教室を想定しています。その他の事業についても、今後検討します。				
7	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	4	6. 事業概要 ②募集事業の業務範囲 ○維持管理に関する業務	過去の実施方針（令和6年6月）（令和6年8月23日修正版）に「ウ 維持管理を実施するもの」と明記されておりますが、この業務が今回の方針ではまちづくり合同会社みまたが維持管理を実施することになっている経緯と理由をお教えください。
（回答） 事業スキームの見直しを行うにあたり、合同会社の役割を再考した結果、維持管理業務は合同会社が行うこととしました。				
8	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	5	6. 事業概要 ⑤地域密着型官民連携の考え方（「第6セクター」について）	第6セクターを構成するL2の定義について、「三股町のまちづくりや地場産業振興に貢献しようという意識の高い事業者」とされておりますが、『令和4年度 三股町交流拠点施設整備事業に関する官民連携支援業務 報告書』においては「地域に根差す民間セクター」となっています。変更された意図をご教示ください。
（回答） 第6セクターにおける地域密着第2セクター（L2）の定義については、ご指摘の『報告書』の概要版において「三股町の地場産業振興を目指す企業」という表現をしています。令和4年度以降に定義を変更				

したものではなく、定義を明確にする意図から「地域に根差す民間セクター」ではなく「三股町のまちづくりや地場産業振興に貢献しようという意識の高い事業者」と表現したものです。

なお、『別添2 事業者選定基準（案）』に記載している「マインド評価」は、応募事業者がL2に該当する事業者であるかを評価するために取り入れた評価基準です。

9	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	5	6. 事業概要 ⑤地域密着型官民連携の考え方 （「第6セクター」について）	第6セクターの図中最下部の事業者欄に「運営（一部）」と記載がありますが、合同会社の運営には“（一部）”の記載はありません。事業者欄に記載された意図についてご教示ください。
---	-----------------------	---	---	---

（回答）

公の施設としての利用許可等の基本的なサービスは、主に合同会社が担うこととしており、運営業務を担う事業者に対しては、その場所を利用したソフト事業を求めていることから、一部と表記しています。

10	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	5	6. 事業概要 ⑤地域密着型官民連携の考え方 （「第6セクター」について）	D3運営、L2運営（一部）の内容を明らかにしてください。また、運営に必要な資金の調達、管理料が読み取れておりませんのでご教授ください。
----	-----------------------	---	---	---

（回答）

運営に関する業務のうち、合同会社と運営事業者の業務分担については、『別添1 要求水準書（案）』P8～「9. 本事業の業務範囲」、P22「第6章 運営業務に関する要求水準」、P26「運営プロマネに関する要求水準（合同会社が担う業務）」をご確認ください。

運営に必要な資金調達については企画提案に委ねます。

指定管理料については、第1段階における運営事業者に支払う指定管理料の提案価格の上限を3,250万円として、近日公表する『事業実施及び事業者募集等に関する方針』に記載します。

11	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	6	6. 事業概要 ⑤地域密着型官民連携の考え方 （「第6セクター」について）	「※合同会社は、別途、町が指定管理者の候補者として選定する予定であり、立ち位置及び役割の根拠として、パートナーシップ協定を締結する予定である。」との記載がございますが、当該協定は、本事業の根幹を成すものと認識しております。当該協定に関し以下4点についてご教示ください。 ①締結の時期はいつ頃を予定されているのでしょうか。 ②協定の内容について、現時点で共有可能な情報はございますか。 ③協定が確実に締結されるとの理解で差し支えないでしょうか。 ④協定が締結されない場合、本事業はどのような対応となるかご教示ください。
----	-----------------------	---	---	---

（回答）

① 令和7年6月17日に閉会した6月議会において、パートナーシップ協定の締結について議決され、同日付で締結済みです。

② 近日公表する『事業実施及び事業者募集等に関する方針』の「6. 資料一覧 ④その他の資料」に協定書の写しを加えます。 ③④については、①の回答を確認ください。				
1 2	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	6	6. 事業概要 ⑥契約について	「町は、事業者のうち運営を担当する事業者及び合同会社が指定管理共同事業体を設立したのち、当該共同事業体と指定管理者基本協定書を締結する。」とありますが、運営の選定事業者が複数の場合、合同会社との協定は複数の事業者と締結するのか、事業者の代表と締結するのかご教示ください。
（回答） 募集の段階でそれぞれの業務に応じた共同企業体又は事業共同事業体を組成したうえで、一つのグループとして共同事業体として応募いただき、企画提案審査後優先交渉権者が決定され、町、合同会社及び共同事業体の構成の皆様と基本契約を結ぶことになります。この契約は募集事業終了まで継続することになりますので、この時点で運営事業者間の意思確認はできているとの判断から、指定管理基本協定書については、代表と締結することを想定しています。				
1 3	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	6	7. 事業者の収入 ⑤自主事業による収入	指定管理業務のうち、運営に関する業務について、自主事業に限って利益還元の仕組みの提案を求められた理由について、ご教示ください。
（回答） 事業の特性上、運営業務で収益を上げることはハードルが高いと認識しています。そのなかで、収益化の可能性があるとするれば自主事業が考えられますので、その点について民間事業者の企画提案力を求めるものです。				
1 4	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	10	3. 応募者の参加資格要件 ⑥応募者の制限	「選定委員会の審査員又は審査員が属する組織と資本面又は人事面において密接な関連がある者」について、チーム編成及び参加申込前に必要な情報かと存じます。審査委員の公表時期についてご教示ください。
（回答） 応募に支障が無いよう速やかに設置し公表しますが、チーム編成の過程において当該制限について懸念が生じた場合は、個別にご相談ください。ご相談の際は、確認したい人が分かる名簿をご提出ください。				
1 5	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	13	5. 価格提案	運営業務の提案上限額につきましては、提案内容を検討するうえで不可欠な情報と考えております。以下の3点についてご教示ください。 ①公表はいつ頃を予定されていますか。 ②債務負担行為について、議会で承認されない可能性は想定されるでしょうか。 ③承認が得られなかった場合、本事業はどのような対応となるかご教示ください。
（回答）				

① 令和7年6月17日に閉会した6月議会において、指定管理料に関する債務負担行為の設定について議決されました。これを受けて、近日公表する『事業実施及び事業者募集等に関する方針』に記載します。				
②③については、①の回答を確認ください。				
16	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	13	5. 価格提案	説明会の時に運営業務の提案上限額を教えてくださいましたが、これは維持管理業務を含んだ金額なのでしょうか。また、この金額の算出根拠をお教えください。
（回答） 令和7年6月16日に公表した「事業者募集等に関する事前説明会における質疑応答集」の事前説明会（2回目）の質疑「1」の回答をご確認ください。詳細は、近日公表する『事業実施及び事業者募集等に関する方針』をご確認ください。なお、金額の算出根拠は公表しません。				
17	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	13	5. 価格提案	建設業務の金額は町民交流施設2棟、屋外施設、商業施設1棟、外構工事含めての予算上限でしょうか。
（回答） 建設業務の提案価格の上限額として示している590,000,000円は、『事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）』P3「6. 事業概要 ①本施設の構成」の表における第1段階の整備内容に示す施設の建設に要する金額です。ただし、合計上限額を超えない範囲で、設計業務、工事監理業務、建設業務の内訳の金額が上限を超えることは妨げていません。				
18	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	13	5. 価格提案	設計建設の提案上限額について、上限額が決められているが、計画された当時の金額であれば、現在の価格に見合うのか。また、今後、物価の変動により価格が不適当となった場合、金額の変更はできるのか。
（回答） 提案上限額内で、提案時点において、事業者にて実施できる内容を提案ください。物価変動における工事費の変更については、設計施工一括契約書（案）の第64条をご確認ください。				
19	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	13	5. 価格提案	提案価格の合計上限額が決められているが、建築資材、土木資材、人件費等ここ数年の上昇から建設する2年後はさらに上昇していると考えます。上限金額内で建設できない状況になった場合上限金額の変更は可能ですか。
（回答） 18の回答をご確認ください。				
20	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	14	6. 審査及び選定 ⑥審査員及び合同会社への接触の禁止	「提案審査会までの間に審査員及び合同会社へ接触し、自己を有利に又は他の応募者を不利にするよう働きかけることを禁止する。」とありますが、地元事業者が提案者となる場合、提案審査会（10月3日）まで地元の商工業を担う者として接触を完全に避けるのは現実的には難しいと考えます。また、こ

				れは事業が目指す地域密着型官民連携の実現を困難にする要因となりえるのではと懸念しております。そこで、以下の2点についてご教示ください。 ①接触を避けるべき「合同会社」とはどのような人・役職をさすものでしょうか。 ②①に該当する人と会う必要がある場合、接触が避けられない場合はどのように対応すべきでしょうか。
(回答) ① 審査員との接触を禁止した意図については、審査会における評価について、私情を介入させないことを意図して禁止しています。一方で、合同会社との接触を禁止した意図は、任意提案としている「合同会社が担う業務に関する提案」を検討する上で、関係者から有利な情報を得ることを防ぐことを意図して禁止しています。このことから、接触禁止に該当する合同会社の関係者は、職務執行者及び合同会社が雇用する職員となります。 ② 「接触」そのものを禁止するのではなく、「接触し、自己を有利に又は他の応募者を不利にするよう働きかけること」を禁止しています。当該禁止規定は、個人の自由な意思によって、禁止されている事項に関する行為の目的のために接触し働きかけることを禁止したものであり、例えば、役職や肩書上出席しなければならない会議等において接触が禁じられている者と同席することとなり、あいさつ程度に言葉を交わすといった「接触が避けられない場合」に該当する接触までを禁止するものではありません。				
2 1	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	15	1. 事業実施期間中の事業者と合同会社及び町の体制について	事業実施期間中の連絡調整について、町と合同会社が行うこととされており、事業者から町に対する連絡調整の必要が生じたときは、合同会社を介して行うものとされています。「介す」とは具体的にどのような連絡体制を示すのか、また、「合同会社」とは具体的に誰を指すものなのかをご教示ください。
(回答) 合同会社は募集事業に係るプロジェクトマネジメントとしての役割を担っており、募集事業に必要な町への連絡調整の窓口、町への資料等の提出にあたっての内容確認等を行うことを「介す」と表現しています。具体的な内容については、優先交渉権者決定後に関係事業者で協議のうえ、連絡調整体制を構築することとなります。 なお、「合同会社」の具体的に「誰」ということについては、合同会社における本事業の担当者として選任されたもの（連絡調整の窓口や提出書類等の内容確認を行う職員）となります。				
2 2	事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）	15	3. 町によるモニタリングの実施について	事業者及び合同会社に対する指定管理者の指定取消しについて記載がありますが、万一取消しとなった場合、合同会社を外した公募となるのでしょうか。また、その場合、維持管理業務や運営プロマネについても新たな指定管理者の業務範囲となるのでしょうか。
(回答)				

指定取り消しが発生したのちの新たな指定管理者の公募については、現段階で未定です。				
2 3	要求水準書（案）	2	2. 本事業の概要及び要件 （1）公の施設 1）町民交流施設	利用者の利便性向上に資するカフェ等の付帯的事業については、町民交流施設内に常設のスペースを確保しても賃料は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。
（回答） 自主事業の実施に当たって占有する範囲の使用料は徴収しません。				
2 4	要求水準書（案）	2 — 3	2. 本事業の概要及び要件	公の施設である町民交流施設および屋外施設に関する第1段階・第2段階の整備内容については、承知いたしました。つきましては、施設以外の外構に関して、第1段階で整備が想定されている面積の目安などがありましたら、ご教示ください。
（回答） 第1段階で規模要件を示していない施設としては、町民交流施設（1棟目）の利用者駐車場及び駐輪場、屋根付き広場及び芝生広場の利用者駐車場及び駐輪場、そして園路があります。駐車場及び駐輪場については、当該施設の稼働率や収容人員等を考慮の上、必要と思われる規模を想定し提案してください。また、単なる駐車場として必要台数を確保するだけでなく、ソフト事業での活用も可能なものとして、余裕を持たせて整備することも想定されます。園路についても同様に、動線計画やソフト事業と関連付けながら自由に提案することが可能です。 なお、第1段階における第2段階・第3段階の範囲の暫定的な外構についても、利用者の安全や利便性、景観に配慮した提案を期待します。				
2 5	要求水準書（案）	3	4. 事業手法等について	「設計プロマネ」についての記載がありますが、具体的に設計プロマネはどのような役割を担いどのような人材を想定しているのでしょうか。 また設計プロマネは、施設整備を担う事業者の中から選出されることはありますか。
（回答） 「設計プロマネ」は町から合同会社に業務委託するもので応募事業には含まれないことから、回答は差し控えます。				
2 6	要求水準書（案）	4	5. 募集事業の実施体制について 【指定管理期間】	DBO 事業者（優先交渉権者）と商業施設を実施する事業者を囲む点線の意図をご教示ください。
（回答） 管理運営段階における優先交渉権者としては、運営を担う事業者だけでなく商業交流施設を実施する事業者も含まれることから枠囲みを表記しています。				
2 7	要求水準書（案）	8 — 9	9. 本事業の業務範囲	表内の備考欄に「合同会社の意向を反映する」との記載が複数あります。これに関し以下2点についてご教示ください。

				①合同会社の意向を踏まえる必要があるのであれば、各業務の提案を検討する段階でその内容を把握しておきたいと考えております。合同会社の意向は優先交渉権者決定後でなければ反映できない者でしょうか。 ②優先交渉権者決定後でなければ意向を反映できない場合、設計方針の変更等が生じる可能性についてどのようにお考えでしょうか。 ③②の場合、効率的な設計検討が困難であると考えます。事前に合同会社の考えをご教示いただくことは可能でしょうか。
(回答) ① お見込みの通り、合同会社の意向反映は、事業段階で求めています。 ② 事業段階での設計業務の中で、提案内容を精査することが前提の事業と認識ください。ただし、合同会社は、審査会にて評価された事業者の提案内容を尊重するものとし、町は合同会社に対して提案内容の根本から変更を要する意見反映までは求めています。 ③ ①の通り、事業段階での合同会社の意向反映を求めます。				
28	要求水準書(案)	8	9. 本事業の業務範囲 設計・建設に関する業務 建設業務	「保存長屋やゾウさん滑り台を活用する場合は、解体撤去工事は不要」との記載がありますが、これらを活用する場合の修繕費、また解体する場合の解体撤去費については、現在公表されている設計・建設に関する提案上限額に含まれないとの認識で差し支えないかご教示ください。
(回答) 保存長屋やゾウさん滑り台の活用有無については、事業者の提案としていますが、提案内容に応じてかかる費用は提案価格に見込んでください。提案上限額の範囲を超えた場合は失格となります。				
29	要求水準書(案)	16	(4) 土地の記憶の継承	長屋を極力保存し活用するよう記載があります。保存の可否や具体的な活用方法を検討するにあたり、現状を把握するための図面等の資料をご提供いただくことは可能でしょうか。
(回答) 町が保有する資料については提供可能です。近日公表する『事業実施及び事業者募集等に関する方針』の「6. 資料一覧 ④その他の資料」に追加します。				
30	要求水準書(案)	16	2. 業務体制	設計事業者は、意匠、構造、設備、ランドスケープ等の担当技術者を配置するとありますが、各々は同一事業者の技術者でも協力事業者の技術者でもよろしいですか。また、監理技術者及び照査技術者も同様の考え方で宜しいですか。
(回答)				

各担当技術者は、元請け、下請けを問わず同一事業者の技術者において担当可能ですが、設計業務の一括再委託は禁止していますのでご注意ください。管理技術者及び照査技術者は、構成事業者に雇用されている者としてください。

3 1	要求水準書（案）	17	3. 設計協議会	「合同会社は、設計プロマネにおいて、運営事業者の意向や町民ニーズを設計に反映させることを目的として、設計協議会を設置する。」との記載がありますが、町民ニーズについては、これまでの基本構想および基本計画の策定過程で多くの意見が聴取されており、それに基づいて本要求水準が構成されているものと認識しております。また、運営事業者の意向についても、提案時点で応募事業者及び構成事業者の間で設計に反映されているものと理解しております。つきましては、設計協議会の設置目的について、改めてご教示ください。
-----	----------	----	----------	--

（回答）

合同会社が設置する設計協議会には、事業者に加えて、有識者会議の委員をはじめとする外部人材にも参加いただくことを想定しています。質問者のご認識のとおり、これまでに把握してきた町民ニーズをもとに要求水準書を作成しており、その水準を満たすことで町民ニーズに応えることになると考えています。また、運営事業者の意向についても企画提案を作成する過程で十分検討され反映されているものと考えています。

しかしながら、この事業は、可能な限り人と人との対話の機会を設けることで、関わる方々が自分の視点だけでなく様々な視点を学びながら、その結果として一定の方向性を導き出すという姿勢で取り組んできました。このことは、設計に入るこれからの段階において、更に大切にする必要があると考えています。ソフトやハードに関する具体的な部分について、様々な視点から考察を加え、運営者の意向や町民ニーズがどのように反映されるのか、複数の人の思考を注ぎ込むことにより、より良い施設づくりに繋げることを目的として設計協議会を設置します。

3 2	要求水準書（案）	17	4. 業務内容 （１）設計業務 契約書の作成 （２）設計業務 のながれ	「設計業務計画書を作成し、合同会社を介し町に提出すること。」や「合同会社を介して町と協議のうえ、業務期間中に仕様を確定すること。」とありますが、「介す」とは具体的にどのような連絡体制を示すのかご教示ください。
-----	----------	----	---	--

（回答）

2 1 の回答をご確認ください。

3 3	要求水準書（案）	18	（４）町民の参加機会の確保	本事業について町民への周知や整備内容の説明を通じて理解を得ることは非常に重要であると考えております。一方で、設計内容への町民意見の反映については、これまでの基本構想および基本計画の策定過程において多くの町民ニーズが聴取されており、それらを踏まえて要求水準が構成されているものと認識しております。つきましては、今回予定されて
-----	----------	----	---------------	---

				いるワークショップの開催目的について、改めてご教示いただけますでしょうか。
(回答)				
町民ニーズの反映については、３１の回答からお読み取りください。町民の参加機会の確保については、町民と本施設との繋がりをつくることを意図しています。なお、「ワークショップ等の町民参加の場」と記載しているように、ワークショップ形式に限定しているものではありません。				
３４	要求水準書（案）	23	（４）業務内容 ④目的事業	目的事業は第２段階以降に実施されるとのことで承知しました。一方で、本提案において本施設全体の基本設計を行う場合、第２段階に想定される目的事業の内容は諸室の構成や規模を検討するうえで重要な要素であると考えます。現段階で町が想定される目的事業の内容、及び指定管理料についてご教示ください。
(回答)				
６の質問及び回答をご参照ください。				
３５	要求水準書（案）	23	（５）運営業務の経費に充てる収入 ①指定管理料	運営業務に充てる指定管理料について「町が支払う指定管理料のうち、維持管理業務及び運営プロマネに係る合同会社が担う業務に係る費用を除いた額」との記載があります。一方で、『事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）』P13においては、現時点で指定管理料の金額が提示されておらず、あわせて維持管理業務や運営プロマネ（提案範囲外）に必要な費用の規模も不明であることから、「主催事業」に充てられる金額が把握できない状況です。維持管理業務および運営プロマネにかかる費用の考え方や算出の前提についてご教示ください。
(回答) １０、１５、１６の質問及び回答からお読み取りください。				
３６	要求水準書（案）	25	（１）施設及び設備の維持管理業務 ①維持管理計画について	「企画設計及び建設の段階からライフサイクルコストの縮減に努め、長期間にわたる施設全体のライフサイクルコストに配慮した維持管理計画を立案する。」との記載がありますが、ライフサイクルコストについては施設の企画設計を行う提案時に考慮されるべきものと考えます。この維持管理計画については、どの時点で、どの主体が立案を行うことを想定しているのかご教示いただけますでしょうか。また、企画提案時に効率的な維持管理の考え方やライフサイクルコストの低減を図る提案に協力した事業者については、合同会社が担う維持管理業務の事業者として企画提案の中で推薦することは可能でしょうか。
(回答)				

建築物・設備等に起因するライフサイクルコストの縮減の工夫については、提案段階から事業者の創意工夫を期待します。また、本事業の維持管理業務は合同会社が担うこととしており、合同会社は事業者選定後に事業に参画するため、企画提案の作成プロセスに加わることはできません。要求水準書に記載している「企画設計及び建設の段階」とは、主に設計協議会での検討を指しています。なお、維持管理計画についても、設計協議会における検討内容を踏まえながら合同会社が作成することとなります。 合同会社から業務を受託する事業者の選定については、合同会社が行います。企画提案の中で維持管理業務の事業者を推薦することについては、『別添2 事業者選定基準』及び『別添5 企画提案書作成要領及び様式集』をお読み取りのうえ、提案可能な範囲をご判断ください。ただし、事業者を推薦する提案がされたとしても、合同会社からの再委託を確約するものではありません。				
37	要求水準書（案）	26	（４）警備業務	「防犯に係る警備システム（機械警備等）を導入すること。」との記載がありますが、システム導入にかかる費用は方針に記載の提案価格外となる認識でよろしいでしょうか。
（回答） お見込みのとおり警備業務は合同会社の担う業務であり、提案価格には含まれていません。ただし、警備システムを導入するうえで必要な配線スペースや設置場所等の整備については、事業者にも求めます。				
38	要求水準書（案）	26	第8章 運営プロマネに関する要求水準（合同会社が担う業務）	「運営プロマネに関する提案については、運営業務に関する提案を行う構成事業者が任意で提案することができる。」との記載があります。『別添2_事業者選定基準（案）』の評価項目に「運営プロマネ全般に対する支援の提案」と記載されておりますが、「支援」ではなく運営プロマネ業務について主体的な人員配置の提案を行うことは可能でしょうか。
（回答） ご質問にある提案を妨げるものではありませんが、評価の視点を踏まえてご提案ください。なお、提案内容の実施については、優先交渉権者との契約交渉において個別に協議することとなります。				
39	要求水準書（案）	28	（１）商業交流施設における基本方針	「商業交流施設の整備によって、事業に参画する商工会や地元事業者が活性化し、地場産業全体が活性化する提案を求める。」との記載があります。この点につきまして、商工会の会員が提案主体となる場合などを想定すると、ここでいう「商工会」の範囲や立ち位置について整理しておく必要があると考えております。町としてのご意向や想定されている整理の仕方があればご教示ください。
（回答） 商業交流施設の整備については、商工会の会員をはじめとする特定の地元事業者が活性化するだけでなく、そこから波及効果が生まれ、三股町全体の地場産業振興に寄与することを目指しています。商業交流施設を実施する事業者の資格要件には、地元要件等は求めていませんが、ご質問にあるように、提案者が商工会員であることも想定されます。また、「事業に参画する」とは、商業交流施設を実施する主体としての参画に限らず、整備された商業交流施設を活用するプレーヤーとしての参画等、多様な参画の在り方が想定されますので、幅広く捉えてください。なお、商業交流施設の提案を行う場合は、『別添1 要求				

水準書』P28「第9章 商業交流施設（民間収益事業）に関する要求水準」及び『別添2 事業者選定基準』P7に記載の商業交流施設（民間収益事業）に関する提案の評価項目及び評価の視点をお読み取りのうえ、ご提案ください。				
40	要求水準書（案）	28	（3）公的資金の検討について	「町が行う公的資金の検討の結果、公的資金確保の目途が立った場合、提案事業者と協議のうえ、提案内容の全部又は一部を公共事業として実施するよう事業方式を見直すことがある。」との記載があります。これに関し、提案段階においても、公的資金の要件等を一定程度考慮する必要があると考えます。つきましては、現時点で想定されている公的資金の種類や要件等について、ご教示ください。
（回答） 提案書作成段階においては、独立採算の民間収益事業としてご提案ください。				
41	要求水準書（案）	29 — 31	リスク分担表	表内共通で「上記以外の」との文言から始まる内容のすべてにおいて合同会社及び事業者の役割分担により責任を負う、または事業者のリスクとなっています。事業者に起因するものである旨を記載する等、具体的な記載に変更していただけないでしょうか。
（回答） リスク分担については、『事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）』P14「4. リスク分担について」に記載しているように、「町と合同会社及び事業者のリスク分担を契約内容に明記」します。明記する内容については、優先交渉権者との契約交渉において、事前に示していないリスクやリスク分担に関する不明な点について協議し、合意のうえで定めることとなります。したがって、企画提案の作成にあたっては、『別添1 要求水準書』に示すリスク分担を想定したうえで提案してください。なお、ご意見を参考に、一部、要求水準におけるリスク分担表を修正します。				
42	要求水準書（案）	29	リスク分担表 社会的リスク 住民問題	「事業者・合同会社の提案による事業実施に対する反対運動、訴訟等により生じた損害および費用」について、事業者または合同会社が町の依頼や提示された要求水準に基づき提案・実施した目的事業・主催事業に起因するものであれば、町としてもリスクを分担すべきではないかと考えますが、ご見解をお聞かせください。
（回答） ご質問にあるようなケースについて、「事業そのものに対する反対運動、訴訟等により生じた損害および費用」に該当するものについては町のリスクになります。なお、事業の実施に起因して生じたリスクは事業者の分担としています。				
43	要求水準書（案）	29	リスク分担表 社会的リスク 第三者賠償	「設計・建設の不備によるもの」について、現状、事業者が全てのリスクを負担する形となっていますが、設計プロマネを担う合同会社も、一定のリスク

				分担が求められるのではないのでしょうか。ご見解をお聞かせください。
(回答)				
ご質問の「社会的リスク 第三者賠償」における「設計・建設の不備によるもの」に関するリスクは、設計施工一括契約の契約者である設計事業者及び建設事業者が直接の原因者であることから、当該事業者のリスクとしています。設計建設段階に設計プロマネとして関わる合同会社のリスクは「設計業務リスク 設計協議会」における「設計協議会の運営上の不手際に関するもの」について、事務局としての役割及び責任の範囲におけるリスクを負うこととしています。				
4 4	要求水準書（案）	29	リスク分担表 債務不履行リスク 事業の中止・延期	合同会社に起因するトラブルや人員不足等の辞退についても整理すべき事項と考えられるため、該当項目の追記が必要ではないかと考えます。ご見解をお聞かせください。
(回答)				
ご指摘を踏まえて追加します。				
4 5	要求水準書（案）	30	リスク分担表 設計・建設段階	設計・建設段階に関するリスクが事業者のみに帰属している項目において、設計プロマネを担う合同会社にも、一定のリスク分担が必要ではないかと考えます。ご見解をお聞かせください。
(回答)				
4 3 の回答からお読み取りください。				
4 6	要求水準書（案）	31	リスク分担表 維持管理業務リスク	維持管理業務は合同会社が担うこととなっていますが、セキュリティに関するリスクが事業者のみの負担となっていますが、合同会社にも一定のリスクが必要ではないかと考えます。ご見解をお聞かせください。
(回答)				
誤記のため修正します。				
・ 町の事由による新たな追加対応によるもの＝町 ・ 上 記 以 外 の も の＝業務内容に応じて合同会社・事業者が負担				
4 7	要求水準書（案）	29 — 31	リスク分担表	リスク分担に関しては、公表されている内容はあくまで案であり、具体的な内容については優先交渉権者の選定後に協議の上で決定されるという理解で差し支えないのでしょうか。なお、本事業については地方自治法第 244 条に基づき指定管理制度を充てるものと認識しており、全体的に再検討が必要ではないかと考えます。
(回答)				
4 1 の回答からお読み取りください。なお書き以降の内容についても、優先交渉権者との契約交渉において疑義の解消に努めることとします。				

48	別添4 様式2_応募資格 審査書類	－	様式2－1	応募者の構成事業者一覧に記載する事業者は、設計の場合、意匠・構造・設備・ランドスケープ等の技術者の所属する協力事務所を記載する必要がありますか。
(回答) 下請事業者を記載する必要はありません。				
49	別添4 様式2_応募資格 審査書類	－	様式2－5－1 (分担業務の価格)	建設業務について、共同企業体で工事を請け負った場合、現段階では各々の価格を割り出すのは無理ではないか。
(回答) 本様式については、企画提案の際に提出してください。				
50	別添4 様式2_応募資格 審査書類	－	様式2－5－1 (分担業務の価格)	建設業務について、共同企業体で工事を請け負った場合、分担業務の価格は共同企業体1社の価格を表示してよいか。
(回答) 49の回答と同様です。				
51	別添4 様式2_応募資格 審査書類	－	様式2－5－2 ② 様式2－5－3 ② 様式2－5－4 ②	設計・監理・建設業務の同種又は類似業務実績が最大3件までとありますが、実績件数によって配点が変わりますか。ご教示下さい。
(回答) 実績要件については、あくまで応募資格を満たしているかを確認するものであり、実績件数が事業者選定にかかる評価に影響することはありません。				
52	別添4 様式2_応募資格 審査書類	－	様式2－5－2 ②	設計業務実績の様式の中で⑤の同種又は類似業務実績として下記の物件は該当致しますか。 1. 業務名 ***** 業務内容 管理棟（物販店・飲食店 etc） キャビン・サニタリー棟 飲食店（別棟）・キャンプ場の実施設計 発注機関 ***** 履行期間 R4.6.20～R5.3.24 受注形態 JV（構成員） 2. 業務名 ***** 業務内容 店舗・事務所・ホテル 発注機関 ***** 履行期間 H29.3.1～H31.3.31 受注形態 JV（代表者）

(回答) お示しいただいた実績は実績要件に該当するものと思われます。ただし、実際の資格審査においては、町が定める要件に照らし、各応募者が要件を満たしているか、選定委員会において審議し決定します。				
5 3	別添4 様式2_応募資格 審査書類	—	様式2-5-3 ②	工事監理業務実績の様式の中で⑤の同種又は類似業務実績として下記の物件は該当致しますか。 1. 業務名 ***** 業務内容 管理棟（物販店・飲食店 etc） キャビン・サニタリー棟 飲食店（別棟）の実施設計 発注機関 ***** 履行期間 R4.6.20～R5.3.24 受注携帯 JV（構成員）
(回答) お示しいただいた実績は実績要件に該当するものと思われます。ただし、実際の資格審査においては、町が定める要件に照らし、各応募者が要件を満たしているか、選定委員会において審議し決定します。				
5 4	別添4 様式2_応募資格 審査書類	—	様式2-5-4 ②	複合施設整備の建設業務実績の記載とありますが主要用途等具体的な内容をご教示ください。近年複合施設的な大型工事の発注に於きましては、官民間問わず案件も少なく、又、顧客だけでの集客では事業が成り立たず上階に共同住宅も取り入れた内容で実行されたケースもありましたので考慮して頂けないでしょうか。文章での返答だけでは判断できない部分もあると思いますので、事前に図面等の資料でご確認して頂ければ有難いです。その結果次第で実績構成員の対応を判断しなければならないと思いますので宜しくお願い致します。
(回答) 1つの建物に複数の用途を備えた施設を示し、その備える用途は問いません。また、建築基準法上の複合用途の建築物のほか、同一敷地内において用途が異なる複数の建築物を分棟で整備する場合も含まれます。 本回答及び5 2、5 3の回答で判断が付かない場合は、個別にお問い合わせください。なお、実際の資格審査においては、町が定める要件に照らし、各応募者が要件を満たしているか、選定委員会において審議し決定します。				
5 5	別添4 様式2_応募資格 審査書類	—	様式2-5-4 ②	同種又は類似業務の実績について、複合施設の範囲・規模を教えてください。通常は建設工事に求められる要件は、構造・規模等ではないのか。
(回答) 5 4の回答からお読み取りいただき、構造・規模等は問いません。				
5 6	別添4 様式2_応募資格 審査書類	—	様式2-5-4 ②	同種又は類似業務の実績について、設計に複合施設の実績は必要に思うが、建設業務に複合施設の実績

				は必要性がないと思います。参加業者が少なくなる条件だと考えます。
(回答) 5 4 及び 5 5 の回答からお読み取りください。				
5 7	別添 4 様式 2_応募資格 審査書類	－	様式 2－5－4 ②	記入要領に「過去 10 年間の実績」とあるが、規模関係なく記載してよいか。
(回答) 5 4 及び 5 5 の回答からお読み取りください。				
5 8	別添 4 様式 2_応募資格 審査書類	－	様式 2－6－2 ②	運営業務実績について、「公共施設又は公共的用途をもつ民間施設」とありますが、公共的用途をもつ民間施設とは具体的にどのような施設を考えられているのでしょうか。ご教示下さい。
(回答) 医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスを提供することを目的に設けられた民間施設を想定しています。なお、様式内で「公共的用途」と記載しておりますが、正しくは「公益的用途」です。誤記の修正を行います。				
5 9	全資料共通	－	合同会社の体制	本事業において、合同会社の果たす役割が極めて重要であり、選定された事業者との連携が成功の鍵を握るものと理解しております。そこで、合同会社が担当する業務を着実に遂行するための体制について、現時点でどの程度整備されているのかご教示いただけますでしょうか。あわせて、今後体制を整備・構築していくご予定がある場合は、そのスケジュールについてもご教示ください。
(回答) 令和 6 年度において職員 2 名を雇用し、事務所機能立上げの段階においては町からも職員を研修派遣し、3 名で会社組織としての体制構築を行いました。その他、商工会側の職務執行者が社長となり、町側の職務執行者が副社長及び事務局長を兼務しています。 今後の体制強化やそのスケジュールについては合同会社において検討されるものであり、町からの回答は出来かねます。				
6 0	全資料共通	－	質問回答を受けての再質問	事業説明会において、本募集に関する対話は行わないとのこと説明がありましたが、本質問に対するご回答を踏まえ、新たな疑義が生じた場合には、提案書提出まで再度質問させていただく機会を設けていただくことは可能でしょうか。
(回答) ご指摘の新たな疑義については、『事業実施及び事業者募集等に関する方針（案）』P16「4. 本方針等の変更」に記載する「事業者からの意見等」として受け付けることとします。なお、意見等の提出方法について規定していませんでしたので、「別添 3_様式 1_本方針等への質問書」を準用し質問を受け付けま				

す。また、このことについて近日公表する『事業実施及び事業者募集等に関する方針』「4. 本方針等の変更」に追加しますのでご確認ください。

6 1	全資料共通	—		SPC への対価、分配の仕組みについて再度ご教授ください。
-----	-------	---	--	-------------------------------

(回答)

本募集事業で SPC の組成までは求めています。

6 2	事業実施及び事業者募集等に関する方針	14	第 4 契約に関する事項 2. 事業契約等の締結について	優先交渉権者のうち設計、工事監理、建設を担当する事業者と設計施工一括契約書、優先交渉権者のうち運営を担当する事業者及び合同会社と指定管理者基本協定書、優先交渉権者のうち商業交流施設を実施する事業者と定期借地権設定契約書（任意提案を実施する場合）を締結する。とあります。 事業契約締結後について、工事監理、建設を担当する事業者、運営事業者、商業事業者は、互いに協力し合い価値を高めていくということは承知しておりますが、役割と責任においては、それぞれの事業者が持つということで、他の事業者には責任は及ばないという理解で良いのでしょうか。
-----	--------------------	----	---------------------------------	---

(回答)

原則として、設計施工一括契約、指定管理者基本協定及び定期借地権設定契約における内容の範囲内において、それぞれ契約当事者間での役割と責任が発生することになります。したがって、基本的に他の事業者には責任が及ぶことはないという理解をいただいております。ただし、不測の事態により他の事業者に影響を及ぼす内容等が生じた場合は、別途協議させていただくことになります。

6 3	事業実施及び事業者募集等に関する方針	3	6 事業概要	第一段階における外構整備面積（ランドスケープも含め）を概略でも結構ですので、ご教授下さい。
-----	--------------------	---	--------	---

(回答)

2 4 の回答からお読み取りください。

6 4	事業実施及び事業者募集等に関する方針	3	6 事業概要 商業交流施設について	整備期間と時期の想定について、整備期間と時期は提案よるとありますが完成期限は無いと考えてよろしいのでしょうか。
-----	--------------------	---	----------------------	---

(回答)

完成期限（供用開始期限）については、お見込みの通りです。ただし、第 1 段階の供用開始と同時、又は可能な限り早期の供用開始を期待します。開業までが著しく長期化する提案は求めています。

6 5	事業実施及び事業者募集等に関する方針	3	6 事業概要 商業交流施設について	商業交流施設は任意提案となっておりますが、仮に商業交流施設を未提案の事業者が優先交渉権者となった場合において、商業交流施設を提案した他の事業者が第 3 段階の商業交流施設のみの建設・運営に加わるケースもあるのでしょうか。
-----	--------------------	---	----------------------	--

(回答)

商業交流施設を提案しなかった事業者が選定された場合、町、合同会社、事業者の三者で商業交流施設の事業化について検討します。ご質問にあるケースについては、上記三者による検討の中で協議することを排除するものではありません。				
6 6	事業実施及び事業者募集等に関する方針	3	6 事業概要 商業交流施設について	商業交流施設を募集及び審査段階で提案し採用された後、業務の進捗段階でやむをえない事情により実現できない場合のペナルティはあるのでしょうか。
(回答) ペナルティはありませんが、商業交流施設については、「本公共施設の安定かつ円滑な実施に影響を及ぼさないこと」を前提としていますので、結果的に商業交流施設が実現できなかった（あるいは、実施したものの撤退した）としても、そのことが本公共施設の安定かつ円滑な実施に影響を及ぼす恐れがないことが条件です。				
6 7	事業実施及び事業者募集等に関する方針	10	④募集中のメンバー変更等	「構成事業者の変更は、原則として認めない。ただし、構成事業者にやむを得ない事情が生じ、グループの応募資格に影響を与える事態になったときは、町及び選定委員会の承認を得て変更することができる。」とありますが、やむを得ない事情とはどのような事象を想定されているのでしょうか。
(回答) 応募するために資格要件を満たすべく組成された事業者グループのメンバーにおいて、応募資格要件を満たさなくなる事態が生じるケースは、応募者にとっても想定外のやむを得ない事情以外にあり得ないものと思われます。 なお、構成事業者の変更については、『別添 2 事業者選定基準』P2「3 審査について（1）応募資格要件の確認」に記載しているように、「応募資格要件を満たす別の構成事業者を後任として充てる等、必要な措置を取ったうえで、町及び選定委員会の承認を得て変更すること」ができます。				
6 8	事業実施及び事業者募集等に関する方針	14	3 契約保証金について	契約保証金納付は何%でしょうか、ご教示願います。
(回答) 設計施工等については、契約金額の 100 分の 10 以上です。指定管理業務については、三股町財務規則（平成 28 年規則第 8 号）第 153 条第 8 号の規定により免除とします。				
6 9	事業実施及び事業者募集等に関する方針	13	5 提案価格	運営業務においては、第 1 段階（5 年間）の運営業務についての上限額を提示されとの事ですが、事業者グループ構成後、優先交渉権者に選定された場合、運営を担当する事業者は、設計及び建設業務が完了するまでの間は事業者グループとしての業務の対価は無いものとして考えるのでしょうか。
(回答) 設計及び建設業務が完了するまでの間、町から運営を担当する事業者に対して、直接的に対価を支払うことは想定していません。				
7 0	要求水準書	6	7 周辺インフラの状況	(1)上水道、(2)下水道、(3)電気について布設図面は関係資料として配布の予定はあるのでしょうか。

(回答) 近日公表する『事業実施及び事業者募集等に関する方針』の「6. 資料一覧 ④その他の資料」に周辺インフラに関する資料を加えます。				
7 1	要求水準書	8	9 本事業の業務範囲	申請業務（開発行為、建築確認申請）について、開発行為に該当されないと思われる根拠をお示しください。
(回答) 令和3年度に宮崎県都城土木事務所に開発許可に関する事前相談を行っています。その時点での施設計画の想定をもとに協議した結果、開発を目的とした公共施設の新設又は廃止を伴わないこと、平均50cmを超える造成を伴わないことの2点をもって区画形質の変更には当たらず、開発行為に該当する可能性は低いという建築主事の見解をいただいています。 ただし、施設計画及び造成計画ができた時点で開発行為に関する取扱協議を行い、正式に開発行為に該当しないことを確認する手続きが必要です。				
7 2	要求水準書	10	9 本事業の業務範囲	「※商業交流施設に関する任意提案をしない事業者が選定された場合、町、合同会社、事業者の三者で商業交流施設の事業化の検討を行う。」となっていますが、この場合は町、合同会社は事業者と共に整備・運営リスクを負うこととなりますでしょうか。また、このケースの事業者とは任意提案をしなかった事業者でしょうか。（商業施設に新たな事業者を選任するのでしょうか。）
(回答) 本記載はあくまで事業化の可能性の検討を三者で協力し進めることを意図したものであり、事業そのものを各々が実施することまで求めるものではありません。 本記載に係る事業者とは、お見込みの通り任意提案をしなかった事業者を指します。				
7 3	要求水準書	20	2 業務体制	建設業務配置予定監理技術者等の配置期間について ・配置期間は、建設工事の開始から完成までと考えてよろしいでしょうか。（設計期間中は不要と考えて） ・申請時から建設工事開始時期は今から概ね1年後になるかと思われます。申請時に記載した配置者は建設開始まで変更できない事になるのでしょうか。（関係項目-応募資格審査書類 様式2-5-4②）
(回答) 1つ目のご質問については、お見込みのとおりです。2つ目のご質問については、やむを得ない場合においては協議により変更を認めることがあります。				
7 4	要求水準書	28	(4)事業用地の取扱い	・商業交流施設の運用についてですが、事業者グループの費用にてテナントを建築し、テナントオーナーを見つけ賃借として運営する事は可能でしょうか。

				・出店企業を提案し三股町に紹介をすることにより、三股町にて建て貸しをすることは検討可能でしょうか。
(回答)				
1つ目のご質問については、提案できます。2つ目のご質問については、独立採算の民間収益事業とは言えないため、提案できません。				
7 5	事業者選定基準	1	2 事業者選定の方法について (3)優先交渉権者決定までのスケジュール	・事業者の応募期間が個別説明の機会が無い中で、質問回答期間も含め約1カ月。また、企画提案書の作成提出が約2カ月と厳しいスケジュールとなっておりますが、スケジュールの見直しは可能でしょうか。 ・今回の質問及び回答の内容により、事業グループ組成に大きな見直し等が発生するような事象については応募期間の変更は可能でしょうか。 ・今回の質問及び回答に理解し難い点があった場合、再質問の機会は設けられるのでしょうか。
(回答)				
1つ目のご質問については、見直ししていますので変更後の方針等をご確認ください。2つ目のご質問については、変更できません。3つ目のご質問については、60の回答をご確認ください。				
7 6	事業者選定基準	3	3 審査について (B)マインド 評価の評価項目及び配点	評価項目の「地域理解と貢献意欲」の③本町における地域貢献活動とは具体的にどのような活動を評価するのかご教授願います。
(回答)				
一般的に「地域貢献活動」と言われる活動には、清掃美化活動をはじめ様々なボランティア活動がイメージされますが、本事業では事業者の主体的意識を重視していますので、事業者が地域貢献活動という意識を持って主体的に取り組まれた活動をお示してください。				
7 7	応募資格審査書類		様式2-5-1	分担業務価額を記入する欄がありますが、この分担額はこの時点で確定しなければならない価額でしょうか。業務内容及び進捗において変更できるものでしょうか。
(回答)				
49の回答と同様です。				
7 8	応募資格審査書類		様式2-5-2② 様式2-5-4②	【記入要領】の同種又は類似業務実績（過去10年間）については、発注機関は問わない（民間含む）との認識でよろしいでしょうか？
(回答)				
発注機関は問いません。				
7 9	応募資格審査書類		様式2-5-4②	配置予定監理技術者等の資格について、同種業務及び類似業務の施工実績は求めないとの認識でよろしいでしょうか。
(回答)				

お見込みのとおりです。				
80	応募資格審査書類		様式2-5-4① 様式2-5-4②	⑥同種又は類似業務実績の表について ・業務名は工事名として読み替えてよろしいでしょうか。 ・業務内容とありますが、複合施設の施設内容を記入するのでしょうか。
(回答) 1つ目のご質問については、お見込みのとおりです。2つ目のご質問については、複合施設のうち担当した業務(工事)内容についてご記入ください。なお、誤解を生じやすいため、文言等を追記・修正いたします。				
81	応募資格審査書類		様式2-5-4②	⑥同種又は類似業務実績に関して【記入要領】の箇所に記載がある同種工事とは「複合施設整備の建設業務」、類似業務とは「同種業務以外の複合施設整備の建設業務」と書かれています。 ・今回の施設は主に交流施設、屋外施設、商業施設ですが、複合施設とは種類・業態も幅広く、多岐に渡り、あらゆる組合せの施設があります。同種及び類似の定義を具体的にご教授ください。 ・同種又は類似業務実績は設計・監理・建設いずれが2社共同企業体の時は親及び子それぞれに実績が必要なのでしょうか。
(回答) 1つ目のご質問については、54及び55の回答からお読み取りください。 2つ目のご質問については、複数の者で実施する場合は、1者以上に実績があればよいものとします。				
82	応募資格審査書類		様式2-5-2② 様式2-5-3② 様式2-5-4②	・様式2-5-2②他の下段備考欄に「複数の構成事業者で設計を担当する場合、設計施工等共同企業体の統括事業者が記入する事。(その他の構成事業者は空欄で良い)」と同じ文言が書いてあります、設計・監理・建設のそれぞれの立場において共通する文言であれば理解し難いと思われます、理解の仕方を具体的にご教授下さい。
(回答) ご指摘のとおり誤記のため、修正いたします。				
83	事業実施及び事業者募集等に関する方針	11	3 応募者の参加資格要件 ⑦ 資格要件 ウ 運営に関する事業者	応募者の要件として、「応募時点において過去10年間に、公共施設又は不特定多数の人の利用に供する公益的用途をもつ民間施設の運営業務の実績を5年以上有していること。」とあります。 例えば、老人ホームやデイサービスなどの高齢者施設、地域の方々に対する介護相談支援業務などを行う施設を過去10年間に5年以上運営している事業

				者はこの資格要件に該当すると考えてもよろしいでしょうか。
(回答) ご質問にある運営者の実績に関する要件は、二つの要素に分けることができます。 1つ目は、事業の継続性に関する実績要件で、直近10年間のうち、連続する5年以上にわたって当該業務を行っていることを求めるものです。 2つ目は、業務内容に関する実績要件で、基本的には公共施設の指定管理者としての実績を想定しています。 一方で、民間施設の実績としては、概略的に言うところ「一般開放された出入り自由な空間に対する管理者責任の実績」を求めるものです。まず「不特定多数の人の利用に供する」については、当該民間施設が一般に開放された公共的性質を持つ場として運営されていることを求めています。これは、事業者が管理者責任を負う範囲において、常時又は一時的に特定不特定の区別なく多数の人の来訪を許容するオープンな運営形態をとっている実績を要件として求めるものです。なお、「一時的」の頻度や期間については、施設の運営形態として計画的に実施されているものであれば該当するものとします。また、「公益的用途をもつ民間施設」については、58の回答をご確認ください。 ご質問にある例は、「公益的用途をもつ民間施設」に該当することは判断できますが、「不特定多数の人の利用に供する」要件について記載内容だけでは判断しかねます。当該施設において、常時又は一時的に特定不特定の区別なく多数の人の来訪を許容するオープンな運営形態をとっている実績がある場合は、要件を満たすと思われます。なお、実際の資格審査においては、町が定める要件に照らし、各応募者が要件を満たしているか、選定委員会において審議し決定します。 運営者の実績を記載する「様式2-6-2②」の変更と、実績を確認する提出資料の追加を行います。				